

開発行為に伴い帰属を受ける公園等設置に係る指導要領

1 適用

本要領は、開発区域の面積が 0.3 ヘクタール以上 5 ヘクタール未満の開発行為（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条）に伴い設置される公園（以下「児童遊園」という。）に適用し、開発区域の面積が 5 ヘクタール以上については都市公園（街区公園、近隣公園）として整備すること。

2 敷地

- (1) 平坦かつ整形であること。ただし、防火水槽・ゴミ置場が公園と隣接する場合や、敷地の形状上整形にしがたい場合は、担当者と十分協議すること。
- (2) 用地の最小の幅は、概ね 6 m 以上を確保すること。
- (3) 敷地内は、ダスト舗装を施工し水準以上の品質を確保すること。

3 遊具等

- (1) 遊具 すべり台（安全マット付）、ブランコ（2 連以上：安全柵、安全マット付）、鉄棒（3 連以上：安全マット付）、ジャングルジム及び雲梯等とする。規格については、児童用とする。
- (2) 健康遊具 ぶら下がり、ラダー、平行棒、平均台、ウォールクライム及び上体ひねり等とする。
- (3) 複合遊具 3 種類以上の遊具を有するものとする。周辺環境を考慮し、選定すること。
- (4) ベンチ 大人 2 人用以上を基本とする。
- (5) 遊具の設置数 次の表のとおりとする。

公園面積	遊具の数	ベンチの数
300 m ² 未満	1 基以上	1 基以上
300 m ² 以上 500 m ² 未満	2 基以上 ※ 1	2 基以上
500 m ² 以上	3 基以上 ※ 2	3 基以上

※ 1 遊具 2 基、または遊具 1 基＋健康遊具 1 基

※ 2 遊具 2 基＋複合遊具 1 基、または遊具 1 基＋健康遊具 1 基＋複合遊具 1 基

4 水飲み場

- (1) 公園面積 500 m²以上の場合に、設置すること。
- (2) 量水器を取付けること。なお、水道加入金及び本開設時までの使用料については、開発行為の申請者が負担し、本開設時に水戸市の名義にすること。
- (3) 排水柵を設置すること。
- (4) 内部配管については、防寒仕様とすること。

(5) バリアフリー対応にすること。

5 植栽等

- (1) 植栽 中低木（アジサイ類，アベリア，エニシダ，カナメモチ，カルミア，クチナシ，クロモジ，コデマリ，シャクナゲ，チンチョウゲ，バイカウツギ，ハギ，マルバノキ，ヤマブキ，ユキヤナギ，ライラック及びレンギョウ類），または高木（キングサリ，ソヨゴ及びヒメシャラ）など管理しやすい品種を選定し，適宜植樹すること。
- (2) 樹木を植える際，道路や民地境界から近い株端まで少なくとも2m以上離すこと。
- (3) 公園内外周において，幅60cm程度張芝施工をすること。
- (4) 公園台帳には，本数及び総数を明記すること。

6 フェンス

- (1) フェンス 地盤面から天端までの高さが80cm以上のメッシュフェンスとし，出入口以外の敷地外周に設置すること。
- (2) 基礎については，連続基礎かつ公園の地盤高から10cm以上確保すること。また，必要に応じ鉄筋を入れること。
- (3) 隣接地の地盤高が公園の地盤高に比べ高い時は，隣接地に土留め等を設置し公園側に土圧がかからないようにすること。
- (4) 公園の地盤高が隣接地の地盤高に比べ高い時は，次の表のとおりとする。

公園との高低差	土留め形式	フェンスの形式
50cm未満	ブロック積	メッシュフェンス 高さ80cm以上
50cm以上 100cm未満	コンクリート現場打または 2次製品のL型擁壁 ※1 ※2	メッシュフェンス 高さ80cm以上
100cm以上	コンクリート現場打または 2次製品のL型擁壁 ※1 ※2	転落防止柵 高さ110cm以上

※1 構造計算書を添付すること。

※2 2次製品のL型擁壁にアタッチメントを装着し，メッシュフェンスや転落防止柵を設けることは認めない。

- (5) 隣接地権者に説明し，フェンス設置に関する同意書を提出すること。

7 出入口

- (1) 車止め 埋込式または着脱式で施錠可能な腐食しにくい材質を使用し，支柱タイプを2本設置すること。高さについては70cm程度とする。
- (2) 公園面積が1,000㎡を超える場合は，出入口を2か所以上設けること。ただし，2方向の道路に接している場合は公園等面積にかかわらず，各々の道路に接する出入口を1か所以上設けること。

- (3) 出入口については、幅 3m 以上、奥行き 1.5m 以上とし、勾配は 5 % 以下とすること。
また、道路側段差部については、2 cm 以下かつフラットにすること。
- (4) 車止めの支柱間については、内側～内側で 120cm 以上確保すること。また、車止めに付ける鍵は、市の指定する共通の鍵（ALPHA 30E073）とすること。
- (5) 出入口舗装は、道路に対し直角方向に地先境界ブロックを設置するとともに、土砂等流出防止のため、適度な張芝を施工すること。

8 園名板

- (1) 園名板 大きさ：10cm×70cm 程度、文字サイズ：5 cm×5 cm 程度（公園名にひらがな表記を記載すること）の自立式とする。ただし、これによりがたい場合は、担当者と協議により決定すること。
- (2) 公園名については、担当者と協議すること。

9 境界杭

- (1) 側面に「水戸市」表示のあるコンクリート杭(12cm×12cm L=60cm)を基本とするが、設置することが難しい場合は担当者と協議の上、プレート杭や鋳による設置も可能である。
- (2) 境界杭は+杭を基本とし、その中心が隣接地との境界、または屈曲点を示すよう設置すること。ただし、やむを得ない場合は担当者と協議により決定すること。

10 公園灯

- (1) 公園面積 500 m²以上の場合に設置すること。設置数、設置場所及び規格等については、担当者と協議により決定すること。
- (2) 灯具は周辺に対し遮光性を考慮した LED ライトを設置すること。
- (3) 地盤面から灯具までの高さは、概ね 4 m 程度とする。
- (4) 完成検査までに公園灯に配線を繋げること。
- (5) 本開設時までの使用料については、開発行為の申請者が負担すること。

11 公園等台帳

- (1) 提出部数は 2 部とし、電子納品（CD）についても納めることとする。
- (2) 形状については、A 4 判ファイルとする。
- (3) 提出物については、ア及びイのとおりとする。

ア 概要、位置図、配置図、公図、丈量図（地籍測量図、石杭明記）、平面図、施設位置図、植栽位置図、施設構造物詳細図（メーカー及び保証期間明記）、埋設物平面図・詳細図、施工中写真、完成写真（全景、各公園施設、境界杭等）並びに通電・通水の申請書及び現況写真（電灯・水道を設置した場合）

イ 電子納品の平面図や構造図については、CAD データ（dxf, sfc, jww の拡張子 サイズ A 1）を納めること。

- (4) 提出時期については、完成検査後から、帰属申請書が受理される間とする。

12 土地の権原に係る地目変更，合筆等

- (1) 土地の地目は，「公園」とした後に帰属すること。
- (2) 土地は，合筆した一筆として帰属すること。また，公園用地に法定外道路がある場合についても，開発行為の申請者負担のもと合筆してから帰属すること。

13 その他

- (1) 茨城県宅地開発指導要綱（技術基準）を遵守すること。
- (2) 公園等の設置に関する適用除外については，水戸市建築指導課で公開している開発許可の手引き〈技術基準編〉第3章第9節を参照すること。
- (3) 公園等の状況により，当該要領に沿い難い場合は，協議することができる。

付 則

この要領は，令和3年4月1日から施行する。

問合せ 水戸市公園緑地課施設係 TEL 029-224-1111（内線 3493）